



許可番号 06511105379

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市南区東九条西岩本町 3 4 番地の 2

氏 名 株式会社 辻 商 店 代表取締役 辻 幸 二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門 川 大



許可の年月日 平成 30年 8月 13日

許可の有効年月日 平成 35年 7月 23日

1. 事業の範囲

(1) 積替え保管を含む収集運搬 (石綿含有産業廃棄物であるものについては、積替え保管を含まない。)

- ① 廃プラスチック類
 - ② 紙くず
 - ③ 木くず
 - ④ 金属くず
 - ⑤ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず
 - ⑥ がれき類
- 以上 6 種類 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

(2) 積替え保管を含まない収集運搬

- ⑦ 汚泥
 - ⑧ 廃油
 - ⑨ 廃酸
 - ⑩ 廃アルカリ
 - ⑪ ゴムくず
- 以上 5 種類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
(水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 積替え保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地: 京都市南区東九条南松ノ木町 5 4 番地 2

種類: ①~⑥ (石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)
(水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

面積: 23 m²

保管上限: 29 m³

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 15 年	7 月 24 日	新規許可
平成 20 年	7 月 24 日	更新許可
平成 25 年	7 月 24 日	更新許可
平成 27 年	1 月 16 日	変更許可 (積替え保管の追加①~⑥)
平成 30 年	8 月 13 日	更新許可

5. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無
無